

MY企業年金通信

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須対応事項（※）	あり			なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令の公布に伴うDBへの影響について

ポイント

◆令和3年8月2日に、確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第135号）が公布（注1）、及び関連する通知並びに事務連絡が発出（注2）されました。

1. 受託業務（注3）のうちの一部の事項に係る規約変更の届出化

- 改正内容：受託業務のうち加入者等に関する情報の管理の委託契約事項に関する規約変更が、厚生労働大臣への届出不要な軽微な変更から届出が必要な軽微な変更へ
- 施行時期：令和3年9月1日（ただし、施行日前に行われた確定給付企業年金法第93条の規定による委託契約については、なお従前の例による）

2. リスク分担型企業年金に係る規定の整備

- 改正内容：リスク分担型企業年金について、
 - （1）給付減額の理由に定める「給付の設計の見直し」に、統合・合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継等によるリスク分担型企業年金に係る見直しを追加
 - （2）増加事業所のリスク分担型企業年金掛金額を「他事業所の標準掛金額＋財政計算による補足掛金額」とできる事由に、規約型企業年金⇄企業年金基金への移行による権利義務の承継を追加
 - （3）分割又は権利義務の移転により移換する積立金を算定する方法のうち、対象とするものが減少しないようにする方法の当該対象（現行は積立割合のみ）へ調整率、超過比率を追加
- 施行時期：令和3年9月1日

（注1）省令 <https://kanpou.npb.go.jp/old/20210802/20210802g00176/20210802g001760010f.html>

（注2）通知「（抄）省令について」（令和3年8月2日年発0802第1号）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000197677.pdf

通知「（抄）『確定給付企業年金制度について』等の一部改正について」（令和3年8月2日年発0802第2号）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000197679.pdf

事務連絡「（抄）『確定給付企業年金規約例』の一部改正について」（令和3年8月2日）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000197680.pdf

（注3）確定給付企業年金法施行令第2条第5号に規定する給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務

○別添資料（詳細版）：

『DB規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令の公布に伴うDBへの影響について』

明治安田生命保険相互会社 団体年金サービス部 団体年金設計グループ TEL：03 - 3590 - 4851